

暫定議題案
第 18 回遵守委員会会合
2023 年 10 月 5－7 日
韓国、釜山

凡例：

■ - 青でハイライトした議題／副議題項目にかかる議論は、会合の開会前に文書通信により開始される予定である。全体会合では、事前協議で提起された重要な事項について検討するための機会が与えられる。

1. 開会

- 1.1 歓迎の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

本議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置に対するメンバーの遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況及び／又は実施状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 遵守政策ガイドライン 5 (CPG5) の運用

2.2.1 CPG5 に基づき受領した通知に関する報告

事務局及びメンバーは、2022 年 10 月の CCSBT 29 以降に CPG5 に関連して行われた全ての通知について報告する予定である。

2.2.2 CPG5 のレビューに関する予定

CPG5 のパラグラフ 6 では、「この危機の間に学んだ教訓を取り入れるため、COVID-19 パンデミックに伴う運用上の困難が解決した後にレビューされるものとする」と規定している。メンバーは、当該レビューを 2024 年の CC 作業計画に取り入れることを検討すべきである。

2.2.3 オブザーバー不在で行われた洋上転載及びメンバーによってとられた措置に関する報告

事務局は、（該当する件がある場合には）CCSBT 29 以降に乗船転載オブザーバーなしに実施された全ての SBT 洋上転載について報告する。メンバーは、そうした事例に対してとった追加的な遵守措置について報告する。

2.3 メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 28 において採択された遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレートにより、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

本議題項目では、年次報告書における主要な課題に対する質疑応答（メンバーによるパフォーマンスの精査を含む）に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守に問題がある全ての分野についてハイライトすべきである。

CC 16 は、前回の CC 会合において措置の遵守状況に関する事務局文書に総括された非遵守問題があったメンバーは、それぞれの国別報告書（セクション 1.3）の中で、そうした非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告すべきことに合意した。

CC 17 が定めた 2023 年作業計画では、関連するメンバーが以下の事項について報告す

ることとされている。

- インドネシア：2022年の最後の四半期に科学オブザーバーカバー率を達成するために同メンバーが行った取組に関するアップデートを提供すること。
- 韓国：韓国のスマート報告アプリの開発及び実行に関するアップデートを提出すること。

2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.4.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.4.2 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定されたあらゆる分野（TAC の超過及びその返済の事例を含む）について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。特に、

- CC 18 は、インドネシアの返済計画及び管理計画にかかる同メンバーの実施状況についてレビューする予定である。
- 南アフリカは、2022年のEC 29 会合に対して同メンバーの全ての未解決課題（2023年において事務局との定期的な連絡を維持すること、及びCCSBT 30 までに是正行動計画を提出することを含む）への回答を行うとした約束に関するアップデートを行う予定である。

3. 第4回遵守専門作業部会会合（TCWG 4）からの報告

TCWG/CC 議長が、TCWG 4 会合（遵守リスク及び特定されたリスクに対処するためのCAP 行動計画案について議論）の結果（CC での検討に向けた全ての勧告及び／又は文書案を含む）について口頭報告を行う。

4. 遵守行動計画（CAP）

既存のCAP はCCSBT 遵守計画の別添1 との位置付けであり、既に期限切れ²となっているが、2020年のCC 15において、CAP の改定作業（5年間の行動計画に変更することを含む）については次の適切な対面会合まで検討しないことが合意されていた。このため、CAP の検討は2023年まで保留されていたところである。

2023年10月に開催するTCWG 4では、遵守リスクのレビューを行い、CC 18に対し、CCSBT 戦略計画改定案に準拠するとともに特定された遵守リスク一覧にも対応した（2024年から2028年までの）CAP 行動事項案に関する勧告を行うことに重点が置かれる。

本議題項目では、メンバーに対し、TCWG 4によって提案されたCAP 遵守リスク一覧及び行動事項案についてレビューするとともに、拡大委員会（EC）への勧告を最終化するための機会を提供する。

遵守計画の全体的なゴール、戦略及び原則のレビュー／アップデートについては、CCSBT 戦略計画改定案が最終化された後に行うべきであり、そうしたレビュー／アップデートを2024年の作業計画に含めることを提案する。

¹インドネシアの2022年の漁獲量を同メンバーに対するTAC配分量の範囲内に収めるための管理計画（2022年に改定）は文書 [CCSBT-CC/2210/23 \(Rev.1\)](#) のとおりである。2022年から2026年までの期間において毎年91.3トンを返済するとして現行の計画は、[EC 28](#) 報告書のパラグラフ 69、表3に示されている。

²期限切れとなったCAPは2018年から2020年までの期間を対象としている。

5. 電子モニタリング (EM) /システムに関する検討

CC 17 は、同会合において検討されたいくつかの EM/S に関する主要課題 (EM/S に関するデータ要件を含む) について検討するための休会期間中の作業部会を設置し、オンライン会合を開催するよう要請した。CCSBT EM/S ワークショップは、オンラインで 2023 年 5 月 17-18 日に開催され、CCSBT の EM/S に関する一連のハイレベル原則に合意した。CC 18 は、これらの原則を承認するかどうか、また EM/S に関する ESC から CC 18 に対するフィードバックについて検討するよう要請されている。

6. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び/又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- 許可船舶/蓄養場決議
 - 事務局は、2023 年 1 月 1 日以降に許可された全ての CCSBT 漁船について冷凍能力に関する情報が提供されたかどうかを簡潔に報告する予定である。
 - 事務局は、船舶が旗国の国家管轄外の水域で操業する許可を有しているかどうかに関する情報 (当該情報は漁船が IMO ナンバーを取得できるかどうかの判断に利用可能) を収集するための許可船舶決議改正案を提出する予定である。
- 転載決議
 - 同決議の改正案については議題項目 7 において検討する。
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 事務局は、CCSBT の IUU 船舶リストの現状について簡潔なアップデートを行う予定である。
 - 必要に応じて、IUU 船舶リスト案について検討する。

7. CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正

7.1 CCSBT 是正措置政策 (CPG3) のレビュー

CC 17 は、事務局に対し、CCSBT 是正措置政策をレビューし、メンバー間のより良い遵守を促すために同政策に追加し得る新たなツールを提案するよう要請した。事務局は、メンバーによる検討に向けて、是正措置政策改正案を含む検討文書を作成した。

7.2 転載決議

7.2.1 決議の強化

事務局は、ICCAT 及び IOTC がそれぞれの転載措置を強化するために行った直近の改正点についてレビュー及び総括した検討文書を提出する予定である。また事務局は、CC 17 からの要請を踏まえ、ICCAT 及び IOTC で直近に採択された内容に沿った新要件を含む CCSBT 転載決議改正案を提出する予定である。また、FAO の転載に関する自主的ガイドラインについても検討する。

7.2.2 インドネシアによる転載に関する提案

インドネシアは、CC 18 に対して CCSBT 転載決議の改正に関する提案を提出する意向を示している。いかなる改正提案も、議題項目 7.2.1 で提案された決議強化のための改正を考慮に入れる必要がある。事務局は、インドネシアによる転載決議改正提案の目的及び影響をより明確化するためにいくつかの背景的分析を行い、その結果を CC 18 に発表する任務を課されているところである³。

8. CCSBT 遵守計画の実施

本議題項目は、2018-2020 年を対象とする 3 年間の遵守行動計画のうちまだ完了していない行動事項、及び/又は 2023 年に対応された維持管理行動事項であって他の議題項目において検討されていない事項について検討するものである。

³ EC 29 報告書パラグラフ 77 を参照

8.1 品質保証レビュー (QAR)

CC 17 は、QAR は CCSBT の遵守ツールとして非常に有益であったことに合意し、EC 及び SFMWG に対し、CCSBT 戦略計画改定案 (パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画を含む) を策定する際に QAR の価値について考慮に入れるよう勧告した。また CC 17 は、メンバーに対し、CC 18 における検討に向けて、QAR のオプションに関するコメント及び提案を事務局に提出する任務を課した。事務局は、メンバーからのコメントを集約し、SFMWG 6 において合意された 2024-2028 年の戦略計画案又は SFMWG 6 によるその他のガイダンスを踏まえて、QAR オプションに関する検討文書をメンバーに提示する予定である。

8.2 市場

8.2.1 日本本による市場提案に関するアップデート

CC 17 作業計画に記載され EC 29 で合意されたとおり、日本は休会期間中に詳細な市場提案⁴を回章し、同提案は SFMWG 6 において検討された。日本は、同メンバーの提案に関する進捗状況 (SFMWG 6 の検討結果を含む) を CC 18 に報告する予定である。

8.2.2 標識調査データ解析

事務局は、2010 年から 2023 年までの期間に得られたデータを用いて、事務局による標識調査データを改めて実施し、その結果を提出する予定である (2022 年の解析結果は文書 CCSBT-CC/2210/13 のとおりである)。

8.3 常設議題項目

以下の常設議題項目については、最新の情報が利用可能となった場合に検討する予定である。

- WCPFC との転載 MoC の運用開始
- 事務局による SBT 貿易データのサマリー (以下を含む)
 - 市場の形成/市場の活動に関する重大な変化の確認
 - ICCAT の記録から得られた新たな SBT 漁獲報告に関するアップデート
- SBT にかかる潜在的な IUU 活動に関するアップデート (以下を含む)
 - Trygg Mat Tracking に依頼した臨時解析
 - 船舶位置情報解析 (例えば VMS 又は AIS データの解析)
- 遺伝子による SBT の種同定技術の開発状況 (利用可能な場合)
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有

9. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN) 及びそれに関連するネットワークグループの動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提供する予定である。

10. 試行的 eCDS の開発状況

本議題項目では以下の事項に関するアップデートを提供する。

- 継続中の eCDS 開発作業
- 以下を含む残りの eCDS 作業計画事項
 - 英語及び日本語による業界向けユーザーマニュアルの作成
 - eCDS への移行を可能とする CDS 決議改正案 (証明プロセスの簡素化を含む) の最終化

また、会合では以下を検討する予定である。

- 解決を要する実施上の未解決課題

⁴ SBT 製品の市場流通モニタリングを通じた全メンバーの漁獲量の検証に関する外部専門家による報告書 (CCSBT-CC/2210/19-Rev.1) において提示された助言を考慮したもの。

⁵ パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク (PPFCN) 及びまぐろ遵守ネットワーク (TCN)

- *eCDS* の導入に向けたスケジュール

11. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

CCSBT 海鳥プロジェクトマネージャーが、CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置の実施の強化に関するプロジェクトの進捗状況（海鳥プロジェクト作業部会の活動を含む）を報告する。

12. 2024 年の作業計画

13. その他の事項

14. 拡大委員会に対する勧告

15. まとめ

- 14.1. 会合報告書の採択
- 14.2. 閉会